

「外務員の登録等に関する規則」の一部改正について（案）

2022年2月16日

（下線部分変更）

改正案	現行
<p>第1条～第8条（略） （外務員の登録申請）</p> <p>第9条 会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を協会に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>①～③（略）</p> <p>④外務員の職務（<u>金融商品仲介業者に関する規則第2条第13号及び金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第75条第2項に規定する外務員の職務を含む。</u>）を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、<u>登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金サ法第11条第6項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。）</u>の商号、名称又は氏名及びその行った期間</p> <p>⑤金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務（<u>金サ法第11条第4項に規定する有価証券等仲介業務をいう。</u>）を行ったことの有無及び金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務を行ったことのある者については、その行った期間</p> <p>⑥金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間</p> <p>2（略）</p>	<p>第1条～第8条（略） （外務員の登録申請）</p> <p>第9条 会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を協会に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>①～③（略）</p> <p>④外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは<u>登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）</u>又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間</p> <p>⑤金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間</p> <p>⑥金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間</p> <p>2（略）</p>

<p>3 (削除)</p> <p>第 10 条～11 条 (略)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第 12 条 協会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)法第 64 条の 5 第 1 項 (法第 66 条の 25 及び金サ法第 77 条において準用する場合を含む。)の規定又は本規則第 14 条第 1 項の規定により外務員 (法第 66 条の 25 において準用する法第 64 条第 1 項に規定する外務員及び金サ法第 75 条第 1 項に規定する外務員を含む。次号において同じ。)の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者</p> <p>(3)登録申請会員以外の<u>金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者</u></p> <p>(4)法第 66 条の<u>登録を受けている者又は金サ法第 12 条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)</u>を受けている者</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(登録事項の変更等届出)</p> <p>第 13 条 会員は、第 11 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を協会に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 第 1 項の登録申請手続きについて、必要な事項は、細則で定める。</p> <p>第 10 条～11 条 (略)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第 12 条 協会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)法第 64 条の 5 の規定又は本規則第 14 条第 1 項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者</p> <p>(3)登録申請会員以外の<u>金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者</u></p> <p>(4)法第 66 条の<u>規定により登録されている者</u></p> <p>2、3 (略)</p> <p>(登録事項の変更等届出)</p> <p>第 13 条 会員は、第 11 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、<u>所定の様式により</u>その旨を協会に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

<p>第 14 条～第 19 条 (略) (登録申請等の手続き) 第 20 条 <u>規則第 9 条第 1 項に規定する登録申請手続き及び第 13 条第 1 項に規定する登録事項の変更等届出の手続きについて、必要な事項は細則で定める。</u></p> <p>以下略</p>	<p>第 14 条～第 19 条 (略) (登録申請書等の様式) 第 20 条 <u>本規則に規定する登録申請書その他の書類は、細則に定める様式によるものとする。</u></p> <p>以下略</p>
--	--